

沖縄振興計画等総点検報告書に対する意見書(案)

平成22年5月31日
沖縄県振興審議会

まえがき（たたき台）

本意見書は、沖縄県が本年4月に作成した「沖縄振興計画等総点検報告書」について、沖縄県知事から検討依頼がなされたことを受け、沖縄県振興審議会において審議検討を行い、検討結果をとりまとめたものである。

これまで、昨年12月に開催された第55回沖縄県振興審議会において、審議会委員及び専門委員で構成する8つの部会を設置し、本年3月下旬までにそれぞれ3回程度開催したところである。

本県振興の現状と課題等について先行的な審議を開始するとともに、作成過程にあった沖縄振興計画等総点検報告書についても意見をし、一定程度反映させてきた。

さて、本県は、3次にわたる沖縄振興開発計画、現沖縄振興計画に基づく諸施策により、社会基盤等の本土との格差は縮小し、県民の利便性は向上した。その一方で、委員からは、約40年にわたる特別措置の下、自立型経済の構築など所期の目的を達成し得たといえるのか、なお広大な米軍基地の存在が沖縄振興を阻害している等の意見が提起されたところでもある。

また、現沖縄振興計画等の期限が目前に迫る中、国と地方のあり方を見直す議論が進められている。これまで沖縄に適用されてきた様々な特別措置も、これら議論の影響を大きく受けることが予想される。我々沖縄県民は、かつて米軍施政権下から日本復帰を果たして以来の大きな転換点にあることを、強く認識し、自立に向けた覚悟が必要であるとの認識も示された。

さらに、本審議会は、多くの県民、各界・各層の意見を踏まえ、概ね20年後の沖縄のあるべき姿を描く、県の長期の基本構想として県自身が初めて策定した「沖縄21世紀ビジョン」の審議を行ったところであり、県民の想いを結集し策定された「沖縄21世紀ビジョン」の実現を図っていくことも念頭に置いた。

これらを踏まえ、総点検報告書を補完し、沖縄振興計画に代わる新たな計画策定に申し送りすべき意見をまとめたものである。

最後に、この意見書に盛り込まれた提言が新たな計画に反映され、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に近づいていくことを願うものである。

目 次

I	全体に係る意見	1
II	分野別意見	
1	自立型経済の構築に向けた産業の振興	7
2	雇用の安定と職業能力の開発	15
3	科学技術の振興と国際交流・協力の推進	17
4	環境共生型社会と高度情報通信社会の形成	18
5	健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保	22
6	多様な人材の育成と文化の振興	25
7	持続的発展を支える基盤づくり	30
8	離島・過疎地域の活性化による地域づくり	32
9	駐留軍用地跡地の利用促進	35

I 全体に係る意見

- 1 これまで以上に沖縄を取り巻く環境にパラダイムシフトが起こる中、沖縄自身が国からの特別措置は当然という考え方ではなく、沖縄振興及び自立とは何か、沖縄のあるべき姿、国の関与のあり方等をゼロベースで、冷静かつ覚悟を持って検討していくことが重要である。(総)(審)
- 2 沖縄振興計画は、「選択と集中」、「今後の沖縄の進むべき方向性や担うべき役割を見極めて適切に対応」と明記されている。復帰時と比べ、沖縄の状況は大きく変化しているにも関わらず、高率補助メニューは、公共事業中心でほとんど固定化されたままである。

高率補助制度が沖縄振興に与えた光と影に焦点を当てその総括を行うとともに、道州制や一括交付金制度の議論がなされる中、これらのプラス・マイナス両面の影響について精査する必要がある。その上で、高率補助制度のあり方も含め、真に沖縄振興に寄与する制度設計について、多角的かつ慎重な検討を行い、県としての考えをしっかりと持つ必要がある。(総)(審)
- 3 沖縄の地政学的位置とポテンシャルを沖縄振興の中でどう捉えるかという新たな視座が重要。「太平洋のキーストーン」としての重要性は軍事面にのみ限定されるものではない。経済・文化等の側面における発展可能性、アジア・太平洋を結ぶ海洋島嶼圏あるいは交流と連携の拠点としての重要性など、多角的な視点から沖縄が持っているポテンシャルを改めて評価する必要がある。(総)
- 4 三次振計以降、「アジア・太平洋地域の発展に寄与する特色ある地域」と位置づけられているが、もう一步踏み込んだ方向性、例えば「対アジア」ではなく「東アジア圏内の拠点」など、新時代の沖縄振興を方向づけるコンセプトが期待される。(総)

- 5 自立的な発展を具体化するためには、県民が最大公約数的な概念として、自立型経済とは何かをおさえておく必要がある。そのためには、これまでの振興計画においてなぜ「自立型経済」が構築されなかったのか、また、移出産業はどの程度域内産業に波及しているのかについての検証が必要である。(総)(審)
- 6 沖縄の振興には、これまでの発想とは異なる「先進国が更に発展する」ポスト先進国の発展論が必要となり、健康・長寿、安全・安心、快適・環境、高い教育水準といった高次元のニーズへの対応が求められる。沖縄はこれらに対応できる豊かな自然・歴史・文化など人々を惹きつける魅力(ソフトパワー)を有している。
癒し・セラピー等を含む健康関連産業、空手や舞踊、島歌などの文化・芸能等、ソフトパワーを有しながらも産業化の視点が十分とはいえなかった分野におけるビジネス化に向けた柔軟な発想・取り組みが必要である。(総)
- 7 新たな計画を検討するに当たっては、これまで沖縄振興の基本であった様々な特別措置の何が良くて何が悪いのか、政策の深掘した検証及び論理的原因解明など、その功罪を総括することが重要である。しかし、総点検報告書は、総論的な点検となっており、論理的分析・説明が不足している。今後は、県のシンクタンク機能を強化し、政策科学に基づく徹底した評価分析を行うとともに、大学や民間研究機関等による外部評価を取り入れ、あらゆる角度から検証していくことが望まれる。(総)(審)
- 8 政策評価は、PDCAマネジメント・サイクルの中に位置づけられて初めて、有効に機能する。しかし、総点検報告書には、施策・事業の費用対効果が比較可能なように提示されておらず、効果の検証ができない。PDCAマネジメント・サイクルの仕組みや計画のあり方に改める必要が

ある。(総)

- 9 次期振興計画を策定するにあたっては、総点検報告書第1章「別表一主要な検討課題」(P.21~35)に位置づけられた項目に縛られることなく、21世紀ビジョンの実現のため、今後、どのような施策を展開していくのかを検討する必要がある。(基)
- 10 島嶼県沖縄における交通・物通面における条件不利性は、農林水産業や製造業など移出産業の振興や離島の振興発展を著しく阻害しているだけでなく、離島の生活コストを押し上げている。さらに、生活・医療・福祉・教育といった行政サービスの質を維持する観点からも克服すべき課題となっている。
そのため、交通・物流の適正化及び効率化を実現するための総合的対策に横断的に取り組む必要がある。(正副)
- 11 自立型経済社会を構築するには、時代背景を踏まえ、産業の保護、助成・育成、規制緩和などメリハリの利いた制度インフラが必要である。(総)
- 12 空港・道路等のインフラの問題や観光・リゾート産業、環境問題等に関する目的達成のため、次期振興計画策定後は、大胆な、部署・所掌業務の再編及び観光部局の権限強化が必要である。(産)
- 13 将来の観光客の増加等によるキャリング・キャパシティ、環境容量への影響や課題について検討する必要があり、それを踏まえて、今後の基盤整備のあり方についても検討すべきである。(基)
- 14 健康、長寿社会の構築には、健康を目的とした運動量を増やす取り組みが必要であり、車中心の街づくりを見直し、日常生活に必要な施設が徒歩圏内にあり、誰もが安全・安心に歩いて生活できる街づくりを目指す必要がある

る。そのため、今後の米軍基地返還跡地も含めて、街づくりにおいては、健康となる街づくりを進めるため、条例などの法的整備を含めて検討する必要がある。(福)

15 公共を担う「政府セクター」と、営利企業の活躍する「市場セクター」との間に、地域社会への貢献や社会再生等を自らの社会的使命とし、公共的な事業展開を行う組織・事業体の活躍する「新しい公共空間」がある。NPO、NGO、コミュニティビジネス、社会的企業等が担う新しい公共セクターの発展なしに今後の沖縄の社会的ニーズの充足は不可能であり、この部門の自律的な発展を支えるような公的投資を拡大する必要がある。(正副)

16 信頼ある人間関係及び社会関係（地域社会のきずな、つながり）こそが経済や産業の振興、教育等の発展の基盤（資本）とする「ソーシャルキャピタル」の考えをもとに、その「基盤（資本）」を蓄積していく発想が必要である。(総)
あわせて、沖縄の代表的な良さである「ゆったり感（癒し）」や「偽りのない笑顔」など、人々の持つ精神的な面をより発展させていくという視点も必要である。(総)

17 経済自立の阻害要因は、復帰までのドル通貨と産業インフラ基盤の欠如が指摘されがちだが、加えて、地上戦で全ての財産や親族・地縁者をはじめとする人の繋がりが（社会関係資本）を失った人たちの「階層の再生産」の視点からの分析も必要である。(正副)

18 行政システムや自治体に県民の参画を求め、協働していくためには、県民をどう呼び込むのかが課題である。新しい振興計画を策定するにあたり、県民との協働に向けた対応策を検討する必要がある。(総)

19 市民活動の多くは活動に注力する余り、活動内容等の情報発信をする余裕がないのが現状である。行政等がコーデ

ィネイト機能を果たし、市民活動の担い手と受け手の両方のニーズに適う活きた情報を受発信し、互いに信頼を高めることができる仕組みが必要である。(総)

20 コミュニティファンド、地域ファンド等は、市民活動の自立的かつ継続的な運営に重要な要素である。ファンド等については、現在、国で税制優遇措置等を検討しているようだが、沖縄が全国に先駆け特区等の制度を活用することで、市民活動が自立的かつ継続的に行われる環境整備を支援していく必要がある。(総)

21 都市圏における人口集中の問題については、米軍基地の跡地利用だけでなく、沖縄本島北部及び離島地域における定住条件を整備することによって県土における人口の適正な配置も併せて進める必要がある。(総)(審)

22 沖縄における排他的経済水域の重要性や管理・活用等の課題に鑑み、南北大東島及び周辺離島(無人島)の重要性を改めて評価する必要がある。当該エリアは、国土、県土の維持並びに海洋管理の観点から、国と県が果たすべき役割を含めた、然るべき検討と位置づけが求められる。(総)

23 沖縄の価値・魅力をより高め、世界的地位を得るためには「環境」をテーマにすべての分野が重点的に取り組む必要がある。(産)

24 環境保全、自然環境保全は様々な分野に関わることから、他分野との連携が不可欠である。次期計画の検討にあたっては、より実効性のある施策とするため、横断的な体制で検討していく必要がある。(環)

25 本県の優れた自然環境を「県民の財産」と捉え、これを守るための必要な財源を持続的に確保するため、「自然環境保全税」(仮称)といった県民や観光客に広く浅く費用負

担してもらう制度を検討する必要がある。(環)

26 観光・リゾート産業や情報通信産業に続く、沖縄経済を牽引する新たな産業の柱を築く必要がある。特に、環境産業や健康医療型産業など沖縄の優位性を発揮しやすい産業の振興に向けては、関係部局が連携し横断的かつ戦略的に推進する必要がある。(産)

27 再生可能エネルギーの導入拡大は、国家的・国際的な課題となっている。かかる状況・課題を踏まえ、県内有人離島において、廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の最適処理体制の確立、循環型システムの形成、自然エネルギーの先行的導入、その他施策・事業を重点的に推進し、国内外島嶼地域を先導する「島嶼型環境フロンティア・沖縄」を構築していく取り組みが必要である。(総)

28 バイオ燃料を始めとするバイオ関連産業の振興を進める上で、あまり表に出てこない廃液処理の課題を解決することが重要である。そのためには、ブラジルなどバイオエタノール技術の先進国との連携も視野に入れて取り組んでいく必要がある。(総)

29 特別自由貿易地域などの特区、米軍用地の跡地開発や各種制度等施策展開に当たっては、エンドユーザーのニーズに合うよう、利便性の改善や規制緩和など制度のあり方も含め、より立地がしやすい条件を整備することが必要である。(総)

30 所得の県外・内外格差の実態を把握した上で、所得格差是正のため、最低賃金制度や生活保護制度、就業支援プログラム等、社会保障政策と雇用政策の連携等により、ワーキングプアや高い失業率の解消に努める必要がある。(総)

31 沖縄振興開発金融公庫は、資金面で弱い地元民間金融機関を補完し、大型プロジェクト事業を推進する他、中小零

細企業の資金繰りを支えている。沖縄振興開発金融公庫が統合される影響について議論し、公庫存続を表明する必要がある。(総)(審)

32 中国を主とするアジア各国の広大な市場とのリンクを意識した新たな視点からの展開も必要となる。ソフトパワーを活かした観光客や企業の誘致、歴史的関係を活かしたヒューマンネットワーク、大学等の知的ネットワークの構築等を展開できる施策や制度を導入する必要がある。(総)

33 下地島空港は、県管理空港でもあり、新たな地域振興や国際貢献の拠点として有効・有益な利活用をはかるべき本県の貴重な資産として、現状・課題等の整理と共に新たな展望と方策を検討する必要がある。(総)

34 米軍用地の跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、健全な都市形成、既存市街地との整合性、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間としてそれぞれの地域特性を踏まえ、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。(総)

35 観光立県沖縄にとって、県土を破壊し、事件・事故の根本要因ともなっている訓練・演習施設をはじめとする米軍専用施設は、沖縄があるべき姿と相反する存在である。米軍基地は、外部不経済そのものであり、沖縄振興にとっての障害物であって、取り除かれるべきものであるとの認識を強く持つ必要がある。(総)

36 生活環境・自然環境の破壊(環境汚染を含む)、望ましい県土形成の障害(計画的都市形成、総合交通体系整備、その他)、産業・雇用創出に係る機会損失など、広大な軍用施設の存在は本県の社会・経済全般に多大な負の影響をもたらしてきた。今日に至る基地問題の現実と振興障害の

諸相を踏まえ、日米両政府の責務として、在沖米軍施設および制限水域・空域の整理・縮小と計画的返還を通じた「過重な基地負担」の軽減が図られることが新たな沖縄振興における不可欠の要件である。(総)

37 米軍基地が存在するが故に派生する事件・事故などの諸問題に適切に対応し、県民の命と暮らしを守り、生活者の安全・安心を確保することは国・県の責務である。しかし、日米地位協定によって、米軍人等や米軍施設内には、日本国内の法律が適用されない場合が多く、事件・事故が発生するたびに多くの県民を不安に陥れている。県民の人権、自然環境の保全、産業振興などの観点から、日米地位協定の改定が必要である。また、県や地元自治体と米軍との施設等の使用協定・地域協定などの締結、厳格な運用を求める必要がある。(総)

38 軍用地の賃料は、これまで政策的に経済状況に左右されず、右肩上がりできている。このことが周辺の地価(県全体の地価)、米軍用地の返還問題にどのような影響を与えているのかの検証を行う必要がある。(総)

39 終戦から65年を迎える今日もなお、与那国島が未だに台湾の防空識別圏内に入っているという異常な状態が続いている。戦後処理の積み残しであり、国の責務として解決すべきことを強く求める必要がある。(総)

Ⅱ 分野別意見

1 自立型経済の構築に向けた産業の振興

(観光・リゾート産業の振興)

(1) リーディング産業である観光・リゾート産業を中軸に、情報通信産業、健康関連産業、農林水産業等の産業との

関連（例えば雇用者数、生産規模、施策事業規模等）を明確化し、沖縄地域の産業を全体像として把握するとともに、横断的・総合的に推進する必要がある。（産）

- （２） 一人あたりの滞在日数の増加や有望国際市場の開拓に向けた戦略を構築するとともに、一日当たり観光消費額についてはマーケットセグメントごとの目標を設定するなど、各種観光統計の調査事項の充実や精度の向上を図る必要がある。（産）
- （３） 健康保養型観光をさらに深化させ、例えば、PET診断と重粒子線治療を組み合わせたメディカルツーリズムや統合医療の推進、外国人患者への医療ビザ制度など、マーケットに選ばれるためのメディカルツーリズム特区を創設する必要がある。（産）
- （４） 外国人観光客の誘致が非常に重要であるが、国によって観光に対する価値観が千差万別であるため、沖縄をPRする際には、それぞれの国の価値観にマッチしたアプローチが必要である。（産）
- （５） 沖縄の生産者・商業者をサポートするために、トラベルリテール制度（消費税免税等）導入と同制度とリンクした新しい店舗運営に関わる支援制度の導入を検討する必要がある。（産）
- （６） ホテル業界や公共交通機関等、観光客を受け入れる業種について、沖縄的接客接遇、マナー、サービスがどのようにあるべきかを考えるとともに、観光・リゾート地に住む者として県民意識を高める視点から、人としての魅力、優しさ、配慮を形成するための教育制度を導入する必要がある。（産）
- （７） 国内及び海外観光客の滞在時の情報収集を容易にするため、スマートフォン等の携帯端末向け情報配信の強化

や、多言語での情報配信の強化、Wi-Fiスポットの充実等を行い、質の高い観光・リゾート地の形成をより一層推進する必要がある。(産)

- (8) 名実ともにヘルシーアイランドを目指すためには、観光商工部と福祉保健部とが密に連携し、県民、観光客を対象とした健康増進プログラムの商品化や、健康に関する各種情報提供を行う「コーディネート中枢機能」を設置する必要がある。(産)
- (9) 観光リゾートの雄であるゴルフとマリンスポーツは、沖縄にとって絶対に必要な観光資源であり、観光政策における位置付けを強化し、支援を充実させていく必要がある。(産)
- (10) 日本に観光する外国人のインセンティブとしては「食」が一番高いとされている。外国人に限らず、沖縄への来訪者を増やすには、沖縄の食文化の魅力を強く発信する仕掛けが必要である。(産)
- (11) 社会基盤整備等にあたっては、自然環境に合わせた議論をし、どこを守り、どこを開発するかとりまとめる必要がある。地域を活性化するために、資源として何を守るか、どこを活かすか地域住民も含めて決めることが大切である。(基)
- (12) 独自の自然、歴史、伝統文化に育まれた沖縄らしい風景や景観を資源として再認識し、県民全体で守り、創り、育て、活かしていくとともに景観教育等の啓蒙活動を通して、風景づくりの意識醸成を図ること、また景観保全及び形成のための事業レベルの推進方策が必要である。(基)
- (13) 産業育成の一環として海岸線などが埋立で失われてきた。生態系に配慮しつつ失われた海岸線を再生して観光

資源として整備していくことが必要である。(基)

- (14) 琉球歴史回廊の形成や首里杜(すいむい)構想に基づく首里城周辺の歴史的まちづくりの推進を実現するために、王朝文化を活かした世界遺産の歴史的価値を今に伝え、その価値向上と新たな観光資源創造をめざした道路整備(広域歩道)を行う必要がある。(基)
- (15) カジノ・エンターテインメントについては、県内での議論が進められているところだが、その導入の是非に対しては賛否両論あることから、今後、多様な県民意見を踏まえて慎重に検討を行っていく必要がある。(正副)

(情報通信産業の振興)

- (16) 仮想人体による遺伝子研究や治療・研修の拠点であるシミュレーション医療センターを核とした「シミュレーション医療クラウド構想」の実現と、同構想を支える最先端のソフトウェア製造産業の拠点化に向けた取り組みを推進する必要がある。(産)
- (17) 販路拡大にはインターネットでの情報配信は非常に有効的であり、G I X (グローバル・インターネット・エクスチェンジ)を活用してアジアへの情報配信を行いEコマースと連携した販路拡大も検討する必要がある。(産)
- (18) 簡易で利用できるネットワーク網は整備されていないので、各企業や官庁が保有するダークファイバーの利用条件や料金の緩和(法的緩和も含め)を行い、他産業と連携を強化する必要がある。(産)

(農林水産業の振興)

- (19) 沖縄農林水産業の振興については、亜熱帯島嶼地域として、排他的経済水域を含む農山漁村の公益的・多面的機能など、沖縄の特性を踏まえた農林水産業のあるべき

将来像を明確にし、生産、流通・販売、基盤整備など一体的繋がりを持った取組を進めるとともに、他産業分野・部門との連携強化を図り、施策を展開する必要がある。
(農)

(20) さとうきびをはじめとする米以外の品目については、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた実効性の高い計画策定にあたって、現行の所得水準の確保、地域の実情を踏まえた戸別所得補償制度の制度設計等、安心・安定した農業生産活動の確保や、農林漁業者等の所得確保・経営安定のための制度を構築する必要がある。(農)

(21) 日本本土が関門・青函トンネル、瀬戸大橋等により陸続きとなり、流通条件の改善、流通コスト低減のための整備が進められたのに対して、沖縄県は、陸路による県外出荷が不可能であり、輸送コストの低減が困難な状況である。

島嶼県である本県において、自立した沖縄農林水産業を確立するため、農林水産物の輸送コスト低減を制度化し、流通条件の不利性を解消することが必要である。
(農)

(22) 含みつ糖地域のさとうきびは、台風や干ばつ等の厳しい気象条件下、他作物への代替が困難な地域である遠隔離島で生産されているとともに、製糖業をとおして、雇用機会の確保、農家・地域経済を支える重要な作物である。

今後とも、含みつ糖地域のさとうきび農家、含みつ糖業の経営安定を図るために、分みつ糖地域並みの価格安定対策を制度化するなど抜本的な支援策が必要であるとともに、県産含みつ糖の差別化を図るための品質表示等の基準や法整備が必要である。(農)

(23) 農林水産業の生産基盤の整備については、国の高率補

助を活用し、農業用水源、かんがい施設、ほ場、漁港整備などが進められているが、整備水準は全国比で6割から7割程度であり、依然として、本土との格差が存在する。

沖縄県の農林水産業の振興を図るための農林漁業の生産基盤の整備や、農漁村の生活基盤の整備の計画的推進には、引き続き、国の高率補助制度が必要である。(農)

- (24) 農林漁業共済制度は、台風や干ばつ等の気象災害、害虫・病害等のリスクを常に負っている農林水産業において、安定生産や生産者の経営安定を支える重要な制度である。

沖縄の自然災害等の発生実態に対応した農林漁業共済制度の充実強化が必要である。(農)

- (25) 農地の地力の維持・増進、耕作放棄地の利用再生など土地利用の高度化、地域資源を有効活用する資源循環型農業、及び農業が有する自然循環機能を生かした環境保全型農業など、亜熱帯島嶼地域の自然条件及び社会・経済的条件を踏まえた持続可能な農林水産業を推進する必要がある。

加えて、地産・地消に向けた生産と流通システムの構築、地場農林水産物の掘り起こしと生産技術の安定化及び販路拡大など、農林水産業が有する地域社会を維持する役割を強化・支援する必要がある。(農)

- (26) 浮魚礁の整備促進による沖合漁業の振興にあわせて、サンゴ礁等の保全、魚付き林や藻場造成など本県の海洋特性を活かした沿岸海域の漁場整備を推進し、沿岸漁業の振興を図る必要がある。

また、沿岸海域、海面の合理的な利用に向けて、海面利用協議会などにおいて、漁業者や遊漁者、海洋レジャー等、関係者が連携した取り組みを強化する必要がある。(農)

(27) 本県の伝統工芸等を支える特色ある県産木材の安定的供給体制の構築、流通販売対策の強化、環境保全型林業技術の確立と機能に応じた森林の適正な管理・保全・整備の推進が必要である。

また、森林セラピーなど森林の持つ多面的機能の調和的発揮を図るため、経済資源として活用すべき部分と環境資源として保全すべき部分との区分をより明確にする必要がある。(農)

(28) これまでの赤土流出防止対策に関する各種事業の検討結果を踏まえて、地域協議会(対策支援センター)を核として、赤土流出に関する情報提供、対策支援と対策結果(評価)について社会的理解を得る仕組みを一体的に整備するなど、地域における組織的な取り組みを強化する必要がある。(農)

(29) 亜熱帯性気候等の特性を活用した農林水産業の振興を図るためには、品種の育成をはじめとして生産から流通販売まで一貫した技術体系を独自に構築する必要があり、技術開発等試験研究の充実は重要である。

特に、本県の特色ある農林水産物を利用した付加価値の高い加工品の開発や加工事業分野との連携強化を図るため、流通・加工研究所の設置等による基礎的研究の充実強化、農林水産振興施策を支えるためのシンクタンク機能の充実化が必要である。(農)

(30) 沖縄の農山漁村の多面的機能を活かし、地域の魅力などの情報発信、地域資源を活用するための施設整備など拠点の形成とともに、産地と観光等の他産業が一体となった、沖縄型の農山漁村体験滞在型スタイル、新たな農山漁村ビジネスモデルの構築など、地域活性化を図るための農林水産業の6次産業化に向けた支援施策の展開が必要である。(農)

- (31) 本県の農林水産業の振興や新しい計画を検討する上で、生産力の向上を図る施策の展開に加えて、排他的経済水域を含めた定量的・定数的分析など、農山漁村の公益的・多面的機能の評価を行い、評価に基づく施策展開を図る必要がある。(農)
- (32) 少子・高齢化の進展により、食の安全・安心への関心は一層高まっていき、消費者は価格だけではなく、信頼性を重視するようになる。そのため、農林水産業はじめ各産業では、消費者ニーズを十分にくみ上げ、それをカタチにして市場に出すという「はじめに顧客ありき」、そのための組織革新も含む、マーケットインの発想が必要である。(総)
- (33) 農林水産業分野においては、新規参入を含めた多様な担い手を育成するため、耕作放棄地の活用を含めた農用地の利用調整を促進する必要がある。(審)

(新規産業の創出・既存産業の活性化)

- (34) マーケットを海外に見出す戦略とノウハウがあれば、何もオンリーワンの新規企業、新規事業でなくてもビジネスモデルは確立できることから、そのための戦略策定や人材育成等への支援を強化する必要がある。(産)
- (35) 県産品全般のブランド力強化及び地域産業の活性化には、消費者の信頼を確保できるかが重要である。消費者に分かり易く安心な製品規格や統一基準を早期に確立するなどの取り組みを業界、住民、行政が一丸となって進める必要がある。(産)
- (36) 製造業の活性化を図るため、産学官で連携して「金型産業振興会」を設置し、沖縄で成り立つ製造業振興の具体的テーマを設定するとともに、同産業分野における人材育成、技術開発を推進することにより、県内自給率を

高めていく必要がある。(産)

- (37) 建設業の活性化にあたっては、次世代を支える人材を育成する機関やシステムの構築が必要である。また、地元中小建設業者の受注率を高めるための方策を検討する必要がある。(基)
- (38) 建設業の課題として、今後は低炭素社会に適応した環境対応型の建造物（住居、非住居）への需要が高まることから、これらの分野に対応していくための技術開発や人材育成を図る必要がある。(産)
- (39) 工芸産業については、ITを活用して、新たな販路及び市場拡大や需要の開拓を図るとともに、県内各離島を含めた伝統工芸品及び工芸作家を紹介する事業を構築し、高付加価値の製品製造に必要な技術を有する人材の育成を図る必要がある。(産)
- (40) 沖縄の工芸は海外でも高い評価を得ているが、供給拠点がバラバラの状況では今後の需要増大に対応できない。そこで、壺屋のやちむんのように、同業種の集積を促進し、供給体制の強化を図る必要がある。(産)
- (41) 島嶼県である本県は、農商工等連携促進法の活用などを含め、販路拡大の支援に取り組む必要がある。特に離島地域においては、物流コストや販路の解決に重点的に取り組む必要がある。(産)

2 雇用の安定と職業能力の開発

- (1) 県内の求職・求人はハローワークや公的支援機関を通さないルートも多く、雇用機会を創出・拡大させるためには、求人・求職の状況についても実態調査を行い、調査結果などを踏まえ雇用施策に反映させていくことが必要

である。(産)

- (2) 雇用機会の創出については、情報通信関連産業等の企業誘致による雇用創出・拡大が重要であるが、既に進出している企業への更なる支援を強化していく必要がある。(産)
- (3) インターンシップ制度は、新たに設置された「推進協議会」において産学官一体で制度の問題点を改善していきけるようなスキームを構築する必要がある。(産)
- (4) 若年者労働者の雇用促進に関連して、若年者の就業意欲向上に向けた取り組みと同時に、周辺環境改善への取り組みも必要である。(産)
- (5) 雇用者に占める非正規社員の割合が高まっており、職業能力の開発でも従来の制度だけでなく非正規社員を対象とした研修制度などの充実に向けて、関係機関や企業側が取り組みを強化する必要がある。(産)
- (6) 沖縄県は、職場と住宅が比較的近い距離にあり、企業内保育所は有効に機能することから、市町村、企業、県が連携して推進する必要がある。(産)
- (7) 中小零細企業が多く、非正規社員の割合も高い本県では、福利厚生や共済制度、各種研修などにおいて各経済団体を中心に企業横断的に利活用できるような諸制度や支援施設などを整備・拡充していく必要がある。(産)
- (8) 働きやすい環境づくりに向けては、職場のトップの意識改革を行うことが最も重要である。その上で、経営者や従業員への各種支援を充実させることが、より良い職場環境の構築を図る上で必要である。(産)(審)
- (9) 返還が予定されている駐留軍施設の就業者に対しては、

転職等に向けた早めの意識改革を行う必要がある。特に、今後、海外展開を強化していく沖縄の方向性を踏まえると、英語が堪能な従業員には十分雇用ニーズがあると思われるので、早めの対策が必要である。(産)

3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

- (1) 大学院大学と既存大学、産業界との関係について、それぞれの相乗効果が生まれるよう相互の連携強化を図ることが重要であり、県等がコーディネイトの中心的役割を果たす必要がある。(総)
- (2) 大学院大学や琉球大学等を核として、医療分野を含めた科学技術の振興を新産業の創出につなげるために、具体的な分野の絞り込みや産業化の方策等を明確にする必要がある。(産)
- (3) 大学院大学やインターナショナルスクールと連動して中部地域を「国際交流トライアングル拠点」とし、地域の国際交流拠点として発展させることが必要である。(産)
- (4) 沖縄は、他県と比べ国際交流が盛んであるにもかかわらず、ネットワークの構築が進んでいない。世界のウチナーンチュ大会も開催するだけでは駄目であり、その後どう活かすかを十分に検討する必要がある。また、アジアを中心とした世界との交流を目指しているのであれば、具体的かつ深掘りした交流戦略を構築する必要がある。(総)
- (5) 国際観光の振興、教育を含む人的交流、地域資源を活用した経済交流など多様な交流を推進するには、台湾を始めとする近隣アジア地域とのダイレクトな交通手段の確保など基礎条件の整備が不可欠の要件である。国境地

域間を結ぶ空路並びに海路による国際航路の整備を政策的に促進する必要がある。特に、航空については、地の利を活かしたLCC（ローコストキャリア）の導入や香港、上海、仁川、シンガポール等のセカンダリー空港として段階的発展を目指すなども検討課題とする必要がある。

（総）

4 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成

- （1） 最終処分場逼迫の直接原因を明らかにするとともに、新設にあたって具体的に何が問題になっているのかを整理し、管理型処分場の新增設の可能性及び最終処分量の減量策を検討していく必要がある。（環）
- （2） 廃棄物のリサイクル率が低いことから、分別、回収率の向上と併せて、リサイクル製品の需要喚起、民間におけるリサイクル製品調達率を上げるための仕組みを構築する必要がある。（環）
- （3） ゼロエミッションの実現に向けて、過去に埋め立てた廃棄物も有効資源化が可能であること等も念頭に置き、再資源化技術の蓄積を目指すとともに、再資源化の拠点として東アジアへ発信しうる技術の発展を目指す必要がある。（環）
- （4） リサイクル製品を利用する仕組みの構築や再資源化技術の発展と併せ、循環型社会の構築を促進するため、リサイクル製品製造企業の育成・支援など、環境関連産業を推進する必要がある。（環）
- （5） 海洋漂着ゴミについては、発生源対策を強化するための国際的な協力体制の構築、回収作業を継続的に実施するための人的・財政的基盤作りと地域における実施体制の強化、回収物の適正処理と有効利用を促すための技術

開発や設備の導入等を推し進める必要がある。(環)

- (6) 温室効果ガスの排出量削減について、国の方針として、“2020年までに1990年比での25%削減を目指す”と表明されている。沖縄県が“観光立県”“世界の環境フロンティア”を追求するのであれば温室効果ガス排出量削減について、国の方針を意識して思い切った削減目標を具体的に定める必要がある。

また、現状では、削減目標を達成できる見込みが期待できないことから、より積極的且つ具体的な方策を採用すべきであり、運輸、民生、産業の各部門で検討されている取組をさらに強化するとともに、太陽光発電や小型風力発電等自然エネルギーの大胆な導入目標を定め、これらの施策を推進するための制度を構築する必要がある。

(環)

- (7) 移動発生源からの汚染物質の排出削減に向けて、都市部における交通需要マネジメントに重点的に取り組む必要がある。(環)

- (8) 沖縄県における課題（赤土流出防止、循環型エネルギー利用、小規模エネルギー利用、廃プラスチック利用等）を解決するための環境（保全）技術の研究をさらに進める必要がある。(環)

- (9) 沖縄県の自然環境の多くを占める水系を流域という単位で捉え、赤土汚染、水質汚濁、サンゴ礁保全等を一連の「流域保全策」とした施策の展開が必要である。(環)

- (10) 各地域における自然環境の特性を明確化し、その特性に応じたゾーニングに基づき、立入禁止、制限等を検討するとともに、遊歩道の整備やガイドによる事前レクチャー等、適正利用に関するルール作りを行う必要がある。

(環)

- (11) 本県には島ごとに独自の文化があり、独自の動植物が生息し、独自の生態系ができています。沖縄県の各島嶼の固有性を保全するために、県内各島嶼間、県外からの生き物の移動に関するルール作りを行う必要がある。(環)
- (12) 現在、やんばる地域で行っているマングース等外来種対策事業における希少種の回復状況調査の結果について発信し、希少種の重要性について県民の理解を深める必要がある。(環)
- (13) 本県は東洋のガラパゴスとも言われているが、必ずしも県民の問題意識が高いとは言えない。自然環境により親しめる環境作りとして、観察スポットや観察ルート等の整備を進め、意識の高揚を図っていく必要がある。(環)
- (14) 世界自然遺産への登録も見据え、効果的に自然環境保全に取り組むため、同様の位置づけを持つ小笠原諸島とも連携を図るとともに、オーストラリア等の海外の事例等も参考にしつつ、取組を推進する必要がある。(環)
- (15) 県民の生活環境の保全に向けて、駐留米軍の事故等に伴う環境汚染の際には、基地内に立ち入り状況調査等が不可欠であり、米軍に強く求めることを明示する必要がある。(環)
- (16) 「持続可能な島嶼社会」を基本要件に、県内有人離島において、廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の最適処理体制の確立、循環型システムの形成、自然エネルギーの先行的導入、その他施策・事業を重点的に推進し国内外島嶼地域を先導する「島嶼型環境フロンティア・沖縄」を構築していく取り組みが必要である。(環)
- (17) 環境関連産業の振興は、自然環境の保全に寄与するこ

とに加え、本県の産業振興の観点からも成長分野として期待されることから、自然エネルギー関連産業やエコツーリズム関連産業など環境に関連する産業を推進する必要がある。(環)

- (18) 海岸漂着ゴミについては、国、県、市町村及びNPO等が連携・協力して対策を行う仕組みづくりが必要である。(基)(審)
- (19) 今後は、水の循環が大切である。都市河川の流量が減少しているため、中水利用を推進する必要がある。(基)
- (20) 沖縄の風土に適した住まいづくりについては、産官学が連携し調査・研究を行うとともに、既存の技術を評価・周知することにより沖縄型の環境共生住宅の普及を図る必要がある。(基)
- (21) 急傾斜地や地すべり対策が遅れていることから、その対策をより一層推進する必要がある、そのための財源確保についても新たな法制度も含めて検討する必要がある。また、大規模地すべりの整備にあたっては、環境に最大限配慮する必要がある。(基)
- (22) 斜面を含めた緑地は、崖崩れの危険性や斜面に住宅が建設され稜線が分断されるなどの問題があることや、都市部における自然環境の保全という観点から積極的に緑地保全を図っていく必要がある。(基)
- (23) 沿岸部にリゾート関連施設が多く立地し、観光客の利用も多いことから、防災対策として、特に津波への対応を強化する必要がある。(基)
- (24) 大規模自然災害に対する備えとして、緊急輸送道路のリダンダンシー(代替手段)を確保するとともに、防災・減災に向けた組織づくりと被災後の速やかな復旧を図る

ため、国・県・市町村行政機関における情報の共有化と組織体制及び連携の充実・強化を図る必要がある。(基)

- (25) 全市町村でブロードバンドサービスの利用が可能となった。

今後は、地域が、その発展や利便性向上にどう活用していくかを考えてもらいながら、その上で更なる高速化・広帯域化を進める必要がある。なお、施設の整備及び維持管理については、今後とも、関係機関等による検討を行う必要がある。(基)

5 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保

- (1) 保育所整備については、運営費負担の問題、少子化の問題等様々な課題があるが、保育所入所待機児童が多い現状においては、引き続き市町村と連携し、保育所の整備を進めていく必要がある。幼保の一元化については課題が多く、慎重に進めていく必要がある。(福)
- (2) 夜間保育、延長保育、低年齢児(未満児)保育等、保育の多様化にこたえていくためには、予算の裏付けをとり、きめ細やかに整備を進めていく必要がある。また、病児のための看護師の確保、アレルギー児童の増加にこたえるための栄養士等の加配を検討する必要がある。(福)
- (3) 要保護児童やその親に対する支援については、地域における関係機関の更なる連携を図り、実効性のある地域ネットワークを全県的に整備することで、シームレスで行き届いた支援体制を構築する必要がある。(福)
- (4) シームレスで行き届いた福祉サービスの提供には、県や市町村、医療機関やNPO等の支援団体の情報共有が必要であり、そのため、個人情報保護や縦割り組織等が障壁とならない情報共有の方法を工夫する必要がある。

(福)

- (5) 沖縄県における離婚率の高さや、ひとり親世帯に関する実態を踏まえ、母子世帯や父子世帯に対する経済的支援や就労支援の更なる充実に加え、子育て支援も含めた新たな制度の構築が必要である。(福)
- (6) 高齢化が進む中、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしく生活していけるよう、更なる認知症対策の推進と、地域支援体制の整備が必要である。(福)
- (7) 障がい児・問題行動のある児童のケアを行うには、できるだけ早期に発見して、早期にケアすることが大事であり、保育所、幼稚園、小学校が情報共有を図りながら、連携していく必要がある。(福)
- (8) 障がい児の就労支援のため、義務教育から職業高校への入学を更に促進するとともに、就学環境の整備等の受け皿づくりを促進していく必要がある。(福)
- (9) 沖縄経済におけるリーディング産業である観光・リゾート産業が、今後とも発展していくためには、沖縄のブランドイメージとして観光・リゾート産業の支えとなる健康・長寿の復活を図る必要がある。(福)
- (10) 健康づくりの議論を深めるためには、具体的な指標を県民に示し、沖縄県の健康状態の悪化ぶりを認識させる必要がある。(福)
- (11) 自殺者の増加や、生活習慣や食生活の悪化した要因を分析し、その要因となった施策を逆の発想をもって見直す等、新たな取り組みが必要である。そのためには、福祉保健部以外の部局との横断的な取組が必要である。(福)

- (12) 健康づくりについては飲酒や喫煙、歯の健康など様々な分野における取組があるが、中でも「食生活と運動」を改善する施策を重点的に推進する必要がある。(福)
- (13) 健康づくりのためには食生活の改善が必要であり、弁当や外食の多い食生活においても栄養バランスを意識した食事ができるよう、外食産業との連携を図り、食品の成分表示を推進する必要がある。(福)
- (14) 特定健診は生活習慣病の予防につながるが、本県では特定健診の受診率が低い、さらに受信者の有所見率が高いにもかかわらず、精密検査を受診しない人の割合がかなり高いことから、それらの要因について、詳しく分析して対策を強化する必要がある。(福)
- (15) 健康長寿復活のためには、県民意識の改革が必要である。そのためには、祭好きな県民性を活かして、健康づくり活動を奨励していく方策の検討や、テーマや標語(例：12、1・2運動^{※1})を設定し、県民運動として健康づくりに向けたアピール力のある施策を展開していく必要がある。(福)
- ※1「12、1・2運動(イチニ、イチニ運動)」：現在、沖縄県男性の平均寿命が全国25位であるが、「12位を目指して、1歩・2歩前進する」という意味合いを込めたフレーズ。
- (16) 医療制度改革や高齢化社会の進展により在宅看護・医療のニーズが高まっているが、沖縄県では担い手が不足しており、それを解消し、在宅看護・医療の安定供給を図る必要がある。(福)
- (17) 看護職の離職率が高く、医療現場では慢性的な看護師不足が生じている。看護職員の質・量ともに確保していくためには、常勤看護師の出産育児にかかる短時間正職員制度の導入、院内保育所の設置等、働き続けられる職

場環境づくりが必要である。(福)

- (18) 障がいのある乳幼児を抱える家庭や、DVを伴う家庭への育児支援、虐待予防等の課題について十分な現状把握を行うとともに、その専門家の養成、従来の行政区分を越えた連携体制を現状に合わせて構築していくことが必要である。(福)
- (19) 児童や障がい者、高齢者への福祉サービス施設は、利用者の権利擁護や、不利益を被ることを未然に防ぐためにも、第三者評価制度等の導入を推進し、サービス内容のチェック体制を確立する必要がある。(福)
- (20) 地産地消には一次産業の活性化や食糧自給率の向上というメリット以外にも、健康づくりに資する側面や、食の安全、障がい者の就労促進などのメリットがある。価格競争に勝たなければならないなど様々な課題があるが、知恵を絞って課題を解決し、地産地消を推進する必要がある。(福)

6 多様な人材の育成と文化の振興

- (1) 人づくりや文化について、最も基本的な課題や、取りこぼしてはならない課題を次の計画の中で明確にした上で、県土づくり、沖縄づくりを大目標にしながら戦略的に推進する必要がある。(学)
- (2) 『「沖縄スタンダード」の教育システム』の概念は様々であり、次期計画に向けて議論を深めていく必要がある。その際、概ね20年後に求める人材像を明確にした上で、教育特区など、現状の枠組みを超えた制度設計や社会教育、家庭教育も含めたダイナミックなシステムの構築についても検討する必要がある。(学)

- (3) 知性と適応能力を兼ね備えた総合的な能力（＝人間力）を涵養する取り組みを強化するとともに、沖縄らしさを理解し、客観的に語れるような、世界に通用する人材の輩出を目指す必要がある。（学）
- (4) 沖縄らしい多様な魅力、様々な可能性を発揮できる人材を育成するためには、学力以外の多様な能力について評価するシステムや、沖縄独自の教育システムの体系化などに取り組む必要がある。（学）
- (5) 知・徳・体の調和のほか、自ら学び、正しく判断し、行動できるよう「生きる力」、「コミュニケーション能力」、「情報活用能力」を身につけることが必要である。（学）
- (6) 産業振興や文化振興等、政策展開の可能性が高まる基盤となるのは、信頼に基づく社会的な「絆」や「繋がり」を再構築できる人づくりである。そのためには、豊かな市民社会を築く基礎となるシティズンシップや、持続可能な社会形成を可能とする資質・能力の育成は急務であり、特に、初等教育を中心とする学校教育と社会教育全般を通して習得していく生涯学習の教育プログラムを確立する必要がある。（正副）
- (7) 教育分野においては、ハード施策に限らず、ソフト施策の定量的、定性的な分析が必要がある。（学）
- (8) 子どもが育まれた現状については、生活習慣、家庭の教育力など、解決しなければならない課題が存在する。こうしたことを踏まえ、我々が思い描く幼児児童生徒像と現実とのギャップをどう埋めるか議論する必要がある。（学）
- (9) 学校教育に収まらない多様な子どものニーズに対応することや、発達障害、児童虐待などの問題解決には、地域との連携が必要である。学校、地域、学校支援地域本

部、教育委員会がシームレスに連携した本物の地域のネットワークを構築し、地域力を高める必要がある。(学)

- (10) 基本的な生活習慣形成の基礎となる食育の推進は重要である。しかしながら、沖縄県はこうした食育を担う栄養教諭の配置が少ない状況であり、全市町村に配置できるよう推進していく必要がある。(学)
- (11) 幼児期における、道徳性を養うことや基本的な生活習慣の形成、自尊感情を高める取り組みは重要である。このため、幼児期の課題と対策について、より議論を深め、次期振計において具体化する必要がある。(学)
- (12) 子どもが将来の夢を持ち、目的意識を持つ手段として、歴史文化等の情報や県内外で頑張っている人たちなどの進路情報等を子どもたちが自由に活用できるデータベースを構築し、講演会等で活用するなど、意欲のある子どもたちの進路、目標立てなどをサポートするような仕組みを構築する必要がある。(学)
- (13) 沖縄の良さを学ぶ方法として、学校のみならず、家庭や地域に働きかけ、子が親と祖父母との関わりを深めるような工夫を行うことも必要である。(学)
- (14) 心の教育を推進するため、社会奉仕活動を体験させることなどにより長寿県にふさわしい感性を育むなど、沖縄独自の教育を推進する必要がある。(学)
- (15) 子どもたちが夢を持つためにも、まず希望が持てる生活環境を作ることが必要である。そのためにも、学童保育の充実など、安全に産み育てることができる地域・仕組みづくりが必要である。(学)
- (16) 初等・中等教育段階における学力は、全国と比較して低い状況である。引き続きその原因を解明し、課題を抽

出し、解決していく必要がある。(学)

- (17) 県内の全小中学校に教育相談等のスクールカウンセラーの配置を図る必要がある。(学)
- (18) 個性ある教育を目指した魅力ある学校づくりについて、少人数学級の拡充、通学区域の弾力化による学校選択性の拡大、専門学科の多様化、小中高一貫校の創設など、ソフト、ハードの両面からオリジナリティある学校づくりを検討する必要がある。(学)
- (19) 図書館の持つ機能向上のためにも、図書館司書の配置拡大を推進する必要がある。また、絵本館を作る構想など、子どもの夢を育むような教育資本の整備を推進する必要がある。(学)
- (20) 夜型社会は子どもたちの非行とも大いに関連していることから、早朝の部活動の奨励など朝型社会の推進や、飲食店などの深夜営業の規制など、思い切った対応が必要である。(学)
- (21) 青少年の健全育成について、体験活動の機会拡大を推進するとともに、実態に合った青少年教育施設の整備を検討・推進する必要がある。(学)
- (22) 医療福祉の多様性や豊かさの実現を図るには、障害者の芸術文化活動(able art)の視点が今後ますます重要となってくることから、県立芸大と県立看護大の相互編入制度を確立し、芸術と看護に通じた人材育成を進めるなどの検討を行う必要がある。(産)
- (23) 観光を含めた人材の育成に、沖縄独自の観光産業資格制度を確立し、各個人がキャリアパスを描き、自発的努力が報われるシステムを構築する必要がある。(産)

- (24) 観光の人材育成に関しては、観光人材育成センター事業、タクシー乗務員資格認定、通訳案内士制度、小学生向けの観光学習教本などは継続実施するべきであり、次期計画に盛り込む必要がある。(産)
- (25) 観光学部学科を有する大学の授業に、ホテルでの経営戦略的レベルの人材育成カリキュラム導入や、コーネル大学などトップマネジメントの養成で有名な大学の沖縄分校を誘致する必要がある。(産)
- (26) スポーツの振興については、社会体育施設整備、クラブ活動の更なる推進のほか、空手・古武道の学科創設など、スポーツ文化の拡充強化を図る必要がある。(学)
- (27) 「文化」は縦割りに馴染まない分野なので、新しい計画を作っていく過程では、大きな理念の下、各部局や関係団体が横断的に連携する仕組みが必要である。また、地域や子どもがどのように関わって、地域の文化に対して自覚を持たせられるのか検討する必要がある。(学)
- (28) 文化産業やコンテンツ産業の現状は、我々の想像以上に活発に動いており、特に中高大学生などの若い人たちが面白い発想を持ってチャレンジしている。こうした若い人たちの斬新なアイデアを実現するための支援も必要である。(学)
- (29) 沖縄の地域文化等を学ぶことは、沖縄が持つ平和意識、文化、アイデンティティ、結びつきなど、人づくりの基本となる大切な要素を学ぶことでもある。沖縄独特の文化、歴史を継続して学び、郷土に対する誇りに繋げていく教育システムを構築することが必要である。(学)
- (30) 観光客のリピーターが多い理由には、毎回新たな発見があることが考えられる。特に文化の違いに触れるための情報を発信する情報ステーションのようなものが必要

である。(学)

- (31) 「新沖縄食文化の開発」を進める際には、伝統をきちんと踏まえていないといけない。そのためには、高齢者と若い世代が食事を介して日常的にふれあえる場を作るなど、伝統的な料理をきちんと伝承していく取り組みも必要である。(福)(学)
- (32) 沖縄の歌や文化は、日本、アジアの文化が交流した心の文化だということを発信することが必要である。(学)
- (33) 沖縄の歴史・文化等を学ぶにあたっては、博物館、美術館などの文化施設との連携を強化することが必要である。(学)

7 持続的発展を支える基盤づくり

- (1) 日本国内及びアジア・太平洋地域との交流の玄関口である那覇空港は、バス、モノレール、高速道路等との結節性の強化を行い、人の移動や物流の円滑化向上を図る必要がある。(基)
- (2) 那覇空港については、質・量ともにアジア有数の空港を目指し、国際線ターミナルビルにおいては、国際空港としてふさわしいサービス水準の向上を図り、貨物ターミナルについては、ロジスティクス機能の向上及びシーアンドエアーの展開を図る必要がある。また、那覇港についても、大型化する船舶に対応した国際水準岸壁の整備が必要である。(基)
- (3) 陸・海・空の交通体系は、県民の暮らし、観光・リゾート産業を始めとする経済活動を支えるとともに、低炭素社会の実現に向けて極めて重要である。このため、新たな計画検討にあたっては、国内外、陸・海・空の交通

システムの結節性に加え、人の暮らし・産業活性化への寄与・環境面の観点から、また、ハード・ソフトの両面から、今後、さらなる総合的な交通体系の検討を行うことが必要である。(基)

- (4) 都市地域においては、軌道系公共交通機関やバス等がそれぞれの特徴・機能を活かして安定的な公共交通サービスを県民が享受できるよう、公共交通網の構築について体系的、長期的な視点から検討を行う必要がある。(基)
- (5) まちづくりの中で歩行空間の整備というのも大事である。そのため、今後の道路整備にあたっては、歩行者や自転車が安心して移動できる道路空間の整備を推進する必要がある。(基)
- (6) 水資源開発にあたっては、社会経済環境の将来予測と水需給の検討を踏まえ、多様な施策による安定的な水資源の確保を検討する必要がある。(基)
- (7) 情報通信産業は、クリーンエネルギーの利用を積極的に導入するとともに、スマートグリッド等、最新技術を活用したエネルギー対策を図る必要がある。(産)
- (8) 沖縄のエネルギー消費量、エネルギーの利用効率は増加しており、産業競争力の面からも地球環境の面からも省エネルギー対策を推進していく必要がある。(産)
- (9) 離島を多く抱える沖縄は、燃料輸送の負担やスケールメリットが得にくい等の不利性を克服する方策を考えていく必要がある。(産)
- (10) エネルギーの地産地消を推進するために、新たなエネルギー源として海洋エネルギーや水溶性天然ガス、バイオマスなどの技術開発を積極的に進め、エネルギー源の

多様化と低コスト化を図っていく必要がある。(産)

- (11) 沖縄が新エネルギー技術開発の拠点として、アジア太平洋諸国等への技術協力による国際貢献の役割も果たしていく必要がある。(産)
- (12) 電気自動車（EV）の普及については、日本一先駆的に取り組むべきであり、エコアイランド構想をエコアイランド計画にして時間と数量のターゲットを明示し推進する必要がある。(産)

8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり

- (1) 離島過疎政策に関する哲学、理念、意義については、個々の政策の要であるため、計画に盛り込む必要がある。(離)
- (2) 離島過疎地域のもつ特異性と役割の重要性に対する県民の認識を高めるための方策を検討する必要がある。(離)
- (3) 離島過疎地域における人材育成を図るため、地域の実情に合った支援のあり方を検討する必要がある。(離)
- (4) これからの離島振興を考える上で、地域の人々の深い絆や地域文化こそが重要であり、自治会等の地域活動を行う団体への支援や、地域の伝統文化や祭祀の継承への支援等、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）や教育面でのソフト事業に予算を投下する必要がある。(離)
- (5) 医師不足や教師不足など離島・過疎地域が抱える課題解決の有効な手段として、地域に望まれる医療サービス（遠隔診断等のソフト面）や教育のあり方（遠隔授業等のソフト面）を具現化するためICTの活用が望まれる。

その上で必要な情報通信ネットワークを整備する必要がある。(基)

(6) 離島はどうしてもコストがかかる社会になっているが、移動コスト、交通費及び教育費の負担軽減等、若い人が安心して子供を産み・育てることができ、希望を持って生活できるような、定住条件の整備を図る必要がある。(離)

(7) 出産等に伴い、親と子供が別世帯になる場合、残される子供たちの教育面の問題等、対策を講じる必要がある。(離)

(8) 離島においては、介護保険サービスの提供が不十分な状況にあり、これを島民の基本的な権利と考えて、国に制度改正を要望する等、課題の解決が必要である。(離)

(9) 離島の診療所に対しては、専門医の巡回体制の構築等、中核となる機関が支えていく仕組みが必要である。(離)

(10) 離島地域における医師、看護師、介護福祉士等の専門職人材の確保を図る必要がある。(離)

(11) 地域の絆は教育力や学力の向上にもつながるので、離島における地域の連帯づくりと学校教育をうまく結びつける必要がある。(離)

(12) 離島の生徒の高校進学について、中高一貫制等の導入、ITを活用した学習システムなど、島にしながら高い学習機会を提供しつつ、少人数による人間形成が可能な教育を目指すほか、近隣諸国への留学の支援など、教育機会の選択肢の拡大に繋がるような支援を推進する必要がある。(離)(学)

(13) 高校の無い小規模離島の家庭は経済的な負担が大きく、

子どもの教育に不安を抱えていることから、宿舎等の整備や教育について相談できるシステムの構築など、本島などの高校に進学する場合の支援が必要である。

(離)(学)

- (14) 産業振興について、それぞれの離島の有する地域資源や人的資源、絆の強さ等、離島のもつ強みを生かした施策が必要である。(離)
- (15) 小さな離島でのブランド化は難しく、大きな島とその周辺など、離島の類型に応じて振興策を考える必要がある。(離)
- (16) 離島の産業の課題は全て輸送コストに起因していると考えられ、その対策を行う必要がある。(離)
- (17) 離島・過疎地域におけるブロードバンド環境の整備においては、民間事業の採算性や地方自治体の財政負担上の懸念があるため、安定的かつ質の高いサービスを提供できるよう、今後とも関係機関等による検討を行う必要がある。(基)
- (18) ブロードバンドの良さや利便性を丁寧に地域の中で伝えていくような人材を離島において育成する必要がある。(離)
- (19) 離島について、廃棄物や海岸漂着物等の対策が喫緊の課題となっている一方、離島自治体にとってごみ焼却施設などは高額であり、国庫補助や地元自治体の負担に係る地方財政措置以外に、市町村の負担軽減のための更なる支援が必要である。(離)
- (20) 地域住民が海と触れ合いやすい環境を目指して離島の海岸を再整備する必要がある。(離)

- (21) 海岸漂着物の回収の対策には、ボランティアの一層の活用が必要である。(離)
- (22) 離島航路政策は、そもそも市場原理で解決することが難しいことを前提に対策を講じていく必要がある。(離)
- (23) 離島交通について、航路、路線バス、空路など各種交通手段間のタイムスケジュールを市町村単位ではなく、広域的な視点で考える必要がある。(離)
- (24) 離島交通について、離島側からの利便性を向上させるため、離島側自治体、本島側自治体、その他関係機関の間で連携を図る必要がある。(離)
- (25) 離島の水道事業について、住民や自治体の負担が本島と同程度になるよう、制度の導入を検討する必要がある。(離)
- (26) 山地を形成する離島の水源開発においては、雨水開発を重点的におきつつ、海水の淡水化については補完的な手段として考える必要がある。(基)
- (27) 離島部の下水処理においては、生活環境の改善と水質保全のため、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等で連携し、地域に合った処理方式により未普及地域の解消に努める必要がある。(基)

9 駐留軍用地跡地の利用促進

- (1) 米軍用地等は、世代交代による地権者の数の増加（一人あたり面積の縮小）、供用までの時間の長さ、まちづくりビジョンの策定、開発財源など、返還後の跡地利用に至るまでの課題が山積している。大規模な米軍基地の

返還を控える中、誰が（主体）、どのように（開発方法）そして完成時期を明確にした工程表（跡地利用のロードマップ）を策定することが早急に必要である。（総）

- (2) 基地返還跡地を活用して、平和希求のシンボル及び中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を図り、研究所や文化的施設等様々な機能の立地を促進するとともに、中南部都市圏の都市軸全体体系の中で、駐留軍用地跡地を活用した道路計画、公共交通計画を進める必要がある。（基）
- (3) 米海兵隊普天間飛行場の返還、それに伴う嘉手納以南の大規模な米軍基地返還により、生み出される土地の経済的ポテンシャルの分析をしっかりと行う必要がある。（総）
- (4) 米軍用地の跡地開発・利用に必要な諸条件の整備は、国による県や地元自治体への単なる支援としてではなく、国の責務として万全に実施されるべきであり、特別立法も含め、従前の沖縄振興を含む既存の枠組みや制度とは別の新たな仕組み、制度等を求めていく必要がある。（総）
- (5) 米軍用地の跡地開発は、国が多くの資金を提供したからといって、良い土地活用につながるとは限らない。沖縄振興開発金融公庫の政策融資を含む、民間資金及びノウハウの活用、これを可能とする制度的条件整備等を図る必要がある。（総）
- (6) 米軍用地の跡地開発（利用）の手法として、不動産の証券化により資金を集め事業を実施するものもある。このような民間ノウハウを積極的に活用していくことが必要である。（総）
- (7) 米軍用地跡地開発の達成基準をどのように設定してい

るのがわからない。一つの指標として「地価の動向」が挙げられるが、適宜、跡地開発の状況を検証し、不都合があれば修正していくための達成基準を持つという考えが必要である。(総)